

(別添)

Torikyo-NET サーバライセンス等調達業務
仕様書

平成 2 9 年 6 月

鳥取県

1 業務名

Torikyo-NET サーバライセンス等調達業務（以下「本業務」という。）

2 調達の概要

鳥取県教育情報通信ネットワーク（以下「Torikyo-NET」という。）は、鳥取県内公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の、教育環境の充実と利用の促進のため、ウェブサイト閲覧・電子メール等の利用環境や各学校のホームページの公開環境を提供している。

この度、Torikyo-NET の基幹サーバのライセンス等のサポート期間満了に伴い必要となるライセンスの調達及び新設する DNS サーバに必要なライセンスの調達を行うものである。

3 業務期間

契約締結日から平成 29 年 7 月 31 日まで

4 調達するソフトウェアのライセンスについて

- (1) 本業務に係るソフトウェアの使用権は発注者に帰属するものとし、ソフトウェアのライセンス登録先は「鳥取県」とすること。
- (2) 本業務で新設するサーバで利用するソフトウェアは、ライセンス発注手続きを行う時点で最新版とすること。
- (3) 新設サーバ分のソフトウェアのライセンスのサポート期間は、平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までとし、ライセンスサポート期間中のソフトウェア保守を付与すること。
- (4) 更新分のソフトウェアのライセンスのサポート期間は、既存ライセンスのサポート期間の終期の翌日から 1 年間とし、ライセンスサポート期間中のソフトウェア保守を付与すること。

5 納入物

(1) RHEL サポートライセンス

項目	内容		
用途	Linux サーバの最新バージョン及びセキュリティアップデートのダウンロード、サポートへの問合せを行うためのサポートライセンス		
対象サーバ	調達ライセンス製品名	調達ライセンス数	調達区分
既存サーバ※	RHEL Server Standard Physical or Virtual Nodes 1year 更新	8 (16台分)	更新
新設サーバ	RHEL Server Standard Physical or Virtual Nodes 1year	1 (2台分)	新規

※現在保有するライセンスは RHEL Server Standard (1-2sockets) (Up to 1 guest) (サポート期限 2017/07/31) である。

(2) ウイルス対策ソフト

項目	内容		
用途	サーバ用セキュリティ対策ソフトの利用ライセンス		
対象サーバ	調達ライセンス製品名	調達ライセンス数	調達区分
既存サーバ※	Server Protection Enterprise - 10-24 サーバー(1年)更新	21	更新
新設サーバ	Server Protection Enterprise - サーバー(1年)新規	2	新規

※現在保有するライセンスは Server protection Enterprise (数量 27、サポート期限 2017/08/31) である。

(3) バックアップソフト

項目	内容		
用途	サーバ用バックアップソフトのサポートライセンス		
対象サーバ	調達ライセンス製品名	調達ライセンス数	調達区分
既存サーバ※ (Windows)	Acronis Backup Advanced for Win Svr 更新 GV 1-4	2	更新
既存サーバ※ (Linux)	Acronis Backup Advanced for Linux Svr 更新 GV 1-4	4	更新

※現在保有するライセンスは Acronis Backup & Recovery Advanced Server - Maintenance AAS (サポート期限 2017/07/23) である。

(4) 監視ソフト

項目	内容		
用途	ネットワーク監視ソフトのサポートライセンス		
対象サーバ	調達ライセンス製品名	調達ライセンス数	調達区分
既存サーバ※	WhatsUp Gold ProView 100 New Points with 1 Year Service	1	更新

※現在保有するライセンスは WhatsUp Gold Premium 100 Devices (サポート期限 2017/08/31) である。

(5) HDE Controller

項目	内容		
用途	既存の児童・生徒用メールサーバの更新にともなうライセンス		
対象サーバ	調達ライセンス製品名	調達ライセンス数	調達区分
既存サーバ※	HDE Controller ISP エディション 任意更新 SP	1	更新

※現在保有するライセンスは HDE Controller X ISP (サポート期限 2017/08/31) である。

(6) ドキュメント関係

以下のドキュメントを発注者に提出し、承認を得ること。

区分	名称	部数
ライセンス証書等	(1) から (5) のライセンスについて、名義、数量、有効期限を示すライセンス証書又はそれに代わる証明書類	各 1 部

6 納入期限

5 (1)、(2)、(4)、(5) 及び (6) については平成 29 年 7 月 31 日

5 (3) については平成 29 年 7 月 23 日

7 納入場所

鳥取県総務部情報政策課 (鳥取市東町一丁目 220 本庁舎 5 階)

8 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(3) かし担保責任

本業務の検査完了後、かしが発見された場合、受注者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合において受注者の責任は、本業務の検査完了日から 15 ヶ月以内に請求があった場合に限る。

(4) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

（５）損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（６）守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ ア及びイの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（７）調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

（８）完了報告及び検査

受注者は、納入を完了したときは、完了の日から 10 日以内に納入完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

（９）使用料等の支払

ア 受注者は、（８）の完了報告が全て適正と認められた後、速やかに請求書を発注者へ提出するものとする。

イ 発注者は、正当な請求書を受領した日から 30 日以内に使用料を支払うものとする。

ウ 発注者が、正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ年 2.7 パーセントの遅延利息を発注者に請求することができる。

（10）仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

（11）意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人

が行うものを除く。)の申立てについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(12) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。